

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公開番号】特開2009-45200(P2009-45200A)

【公開日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2009-009

【出願番号】特願2007-213508(P2007-213508)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 3

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤の遊技領域に打ち込まれた遊技球が入球可能な始動入賞口と、

該始動入賞口の近傍に配設され、かつ、前記遊技盤の遊技領域に打ち込まれた遊技球を磁石によって当該始動入賞口に誘導して入球させる不正行為を検出する磁気検出スイッチと、

前記遊技盤のほぼ中央に取り付けられる演出ユニットと、

前記始動入賞口に遊技球が入球したことに基づいて遊技の進行を制御し、かつ、該遊技の進行を設定するコマンドを従属する制御基板に出力する主制御基板と、

該主制御基板からのコマンドに基づいて前記演出ユニットを制御する副制御基板と、

を備えるパチンコ遊技機であって、

前記演出ユニットは、少なくとも、

円形環状の円盤の片側側面にリングギアが形成されるギアベースに円形環状のリールベースが取り付けられ、かつ、該円盤の外周近傍にマグネットが埋め込まれるギアモジュールと、

該ギアモジュールを回転可能に前記円盤の外周を支持する複数のガイドローラと、

該複数のガイドローラをそれぞれ軸支するローラピンと、

駆動ギアが出力軸に取り付けられる駆動モータと、

該駆動モータの出力軸に取り付けられる前記駆動ギアの回転を前記円盤の片側側面に形成される前記リングギアに伝達するギア機構と、

前記円盤の外周近傍に埋め込まれる前記マグネットの磁気を検出するホール素子が実装されるセンサ基板と、

を備え、前記ギアモジュールが前記複数のガイドローラに支持されて回転すると、前記円盤の外周近傍に埋め込まれる前記マグネットの軌道が前記始動入賞口の後方を通り、

前記主制御基板は、少なくとも、

前記磁気検出スイッチからの検出信号に基づいて前記不正行為の有無を判定する不正行為判定制御手段と、

遊技者にとって有利な遊技状態が発生している場合であって、前記不正行為判定制御手

段が前記磁気検出スイッチからの検出信号に基づいて前記不正行為が行われていると判定すると、該判定結果を無効に設定する判定結果無効設定制御手段と、
を備え、

前記副制御基板は、少なくとも、

前記複数のガイドローラに支持されて前記ギアモジュールを回転させるコマンドを前記主制御基板から受信すると、前記駆動モータに駆動信号を出力する駆動信号出力制御手段と、

前記センサ基板に実装される前記ホール素子からの検出信号に基づいて前記ギアモジュールの原位置を把握する原位置把握制御手段と、

を備えることを特徴とするパチンコ遊技機。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のパチンコ遊技機であって、

前記始動入賞口は、ソレノイドの伸縮運動が一対の開閉翼の開閉運動に変換されることによって該開閉翼が開いた状態では遊技盤の遊技領域に打ち込まれた遊技球が入球可能となる一方、該開閉翼が閉じた状態では前記遊技盤の遊技領域に打ち込まれた遊技球が入球困難となり、

前記主制御基板は、さらに、

前記ソレノイドに駆動信号を出力して前記開閉翼を開閉動作させる開閉動作制御手段と、

該開閉動作制御手段が前記開閉翼を開閉動作させている際に、当該開閉翼を閉じた状態から開いた状態にそして再び閉じた状態にするまでに亘って前記始動入賞口に入球した遊技球の球数を計数する入球数計数制御手段と、

該入球数計数制御手段で計数した遊技球の球数が前記予め定めた判定値を超えていないときには該入球数が正常であると判定する一方、該入球数計数制御手段で計数した遊技球の球数が前記予め定めた判定値を超えているときには該入球数が異常であると判定する入球数判定制御手段と、

を備えていることを特徴とするパチンコ遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の請求項1においては、粉じんを受ける環境下にあっても、ギアモジュールの原位置を把握することができるとともに磁石による不正行為であるか否かを判別することができる。請求項2においては、入球数が判定値を超えていない場合には不正行為が行われないと判定することができる一方、入球数が判定値を超えている場合には不正行為が行われていると判定することができる。